

住民基本台帳ネットワークシステム 8月5日スタート

21世紀における行政情報化の社会的基盤の確立を目指して

**本年8月5日、各種行政の基礎
となっている住民基本台帳の全国
ネットワークが稼働します。**

住民基本台帳ネットワークシステムは、4情報（氏名・生年月日・性別・住所）、住民票コードとこれらの変更情報により全国共通の本人確認を可能とする地方公共団体共同のシステムで、電子政府・電子自治体を実現するための基盤となります。

今後、行政機関（国・地方公共団体など）では、住民の皆様からの各種の届出・申請などの際に、提出をお願いしていた住民票の写しの代わりに、ネットワークシステムから氏名、生年月日、性別、住所などの本人確認情報の提供を受けることが可能となります。

住民票コードは、ネットワークシステムからの情報を正確・迅速に取り出すために必要不可欠であり、8月5日以降、お住まいの市区町村から通知されることとなります。

通知された住民票コードは、今後、行政機関への届出・申請の際に求められることがありますので、大切に保管してください。

注）行政機関が住民基本台帳ネットワークシステムを利用する時期は、申請・届出の種類によって異なります。
また、住民票の写しや市区町村長の証明書などは不要となっても、他の添付書類で引き続き必要なものもあります。詳しくは、申請・届出の手続を行う窓口にお問い合わせください。

住民票コードについて

- ・平成14年8月5日以降、個人ごとの住民票に新たに住民票コードが記載されます。
- ・住民基本台帳ネットワークシステムから行政機関へ提供する本人確認情報は、法律により4情報（氏名・生年月日・性別・住所）、住民票コードとこれらの変更情報に限定され、また、行政機関の利用できる事務についても、法律で具体的に規定されています。
- ・住民票コードを民間が使用することは、法律で禁止されています。
- ・住民票コードは、市区町村へ申し出ることにより変更できます。